

施策マネジメントシート

基本施策名	2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現	施策 統括課	市長室	氏名	吉田 徳史
政策名	1 人権・平和・男女平等参画	主な 関係課			

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等

- ・市民
- ・事業者
- ・市職員

② 施策の目的

性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択でき、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。また、女性のエンパワーメントを図るための環境を整えると共に、DV やセクシュアル・ハラスメント等の防止に向け、地域と連携した取り組みの充実を図ります。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 人口(4月1日時点)	人
イ 事業者数	箇所
ウ 市職員数(4月1日時点)	人
エ	

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)	単位
1 ア 市の施策に女性の視点が十分に反映されていると思う市民の割合	%
イ 男性が家事、育児、介護等に十分に参加していると思う市民の割合	%
ウ 「LGBT」あるいは「SOGI」という言葉を知っている市民の割合	%
2 ア 女性が様々な意思決定過程に参画していると思う市民の割合	%
イ 女性相談件数	件
ウ DV 等を受けた時に、どこにも相談しなかった(できなかった)市民の割合	%
3 ア	
イ	

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1 多様な性を尊重したまちづくり	性別に関わらず、誰もが多様な生き方を自由に選択することができ、自分らしく豊かに暮らすことのできる地域社会を目指します。	◆男女平等意識の醸成を図るため、市民や事業者に対し情報提供や研修及び啓発活動を行います。 ◆学校教育・社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画に関する教職員等への研修、啓発等を行うと共に、児童・生徒への意識の醸成を図ります。 ◆家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和のとれた生活が送れるよう、ワークライフバランスを推進します。 ◆SOGI とは、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった総称であり、すべての人の性のあり方に当てはまる、LGBT より広い概念です。性的指向と性自認は、すべての人に関わる人権の問題であり、SOGI により差別や偏見等が生じている状態を解消するための啓発や相談支援の充実を図ります。 ◆婚姻、通院、就職等の LGBT 当事者が抱える生活上の課題について、当事者と共に解決策や制度等を検討します。また、アウティングを防止するための取り組みを行います。
2 女性のエンパワーメントの推進	女性が自分らしい生き方を選択するとともに、家族や学校、会社、政治、地域などにおける様々な意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること(女性のエンパワーメント)を可能とするため、ライフステージにおける様々な問題の解決や、DV 等の困難な状況の改善を図ります。	◆女性に対する不当な差別や暴力を防止するため、地域の関係機関や民間支援団体と連携しながら、DV 被害者等の安全確保と自立に向けた伴走型のパーソナルサポートを実施します。 ◆全ての女性のエンパワーメントを図るため、性と生殖に関する健康と権利、仕事と子育て、DV、ハラスメントなど、女性のライフステージに関する必要な情報提供を積極的に行い、各種相談事業等を実施します。 ◆くにたち男女平等参画ステーションを拠点施設として、様々な手法を活用し啓発事業に取り組みます。特に若年層に対して、男女平等参画や DV 等に関する理解を促すため、学校等と連携した啓発事業を行います。
3		
4		

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度				
対象指標	ア	人	見込み値	76,080	76,065	76,098	76,106	76,140	76,072	76,017	75,972	目標達成度			
			実績値	76,282	76,423	76,278	76,182	75,816	76,163						
		箇所	見込み値	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657			達成・ 未達成	前年度 比較	
			実績値	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657						
	人	見込み値	478	474	470	466	—	—	—	—					
		実績値	479	470	487	487	484	484							
	エ		見込み値												
			実績値												
成果指標	展開 方向 1	ア	%	成り行き値	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	達成	低下		
				目標値	13.3	14.0	15.0	16.0	17.0	18.0	19.0			20.0	
				実績値	13.3	17.8	—	17.2	17.0						
				基本計画における 指標の説明又は出典元			市の施策に女性の視点が十分に反映されていると思う市民の割合 ※令和2年度「第13回国立市市民意識調査」の実績値を基準に毎年度1ポイントの上昇を目標としました。								
		イ	%	成り行き値	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	未達成	向上	
				目標値	25.4	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	31.0	32.0			
				実績値	25.4	28.8	—	15.7	19.2						
				基本計画における 指標の説明又は出典元			男性が家事、育児、介護等に十分に参加していると思う市民の割合 ※令和2年度「第13回国立市市民意識調査」の実績値を基準に毎年度1ポイントの上昇を目標としました。								
		ウ	%	成り行き値	82.2	82.2	82.2	82.2	82.2	82.2	82.2	82.2	未達成	低下	
				目標値	82.2	84.0	85.0	86.0	87.0	88.0	89.0	90.0			
				実績値	82.2	84.6	—	86.3	85.0						
				基本計画における 指標の説明又は出典元			「LGBT」あるいは「SOGI」という言葉を知っている市民の割合 ※令和2年度「第13回国立市市民意識調査」の実績値を基準に令和9年度までに90%を目指すこととしました。								
	展開 方向 2	ア	%	成り行き値	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	達成	向上	
				目標値	17.8	19.0	20.0	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0			
				実績値	17.8	22.9	—	28.1	30.0						
				基本計画における 指標の説明又は出典元			女性が様々な意思決定過程に参画していると思う市民(女性)の割合 ※令和2年度「第13回国立市市民意識調査」より民間新設。女性のエンパワメントを図る指標として、女性からの回答を集計し、令和2年度の実績 値を基準に毎年度1ポイントの上昇を目標としました。								
		イ	件	成り行き値	328	328	328	328	328	328	328	328	達成	向上	
				目標値	350	360	370	380	390	400	410	420			
				実績値	1033	1114	1005	1319	1,549						
				基本計画における 指標の説明又は出典元			女性相談件数 ※市の女性相談窓口で受けた相談について、今後も増加していくことを想定し、毎年度10件の増加を見込み目標値を設定しました。								
		ウ	%	成り行き値	50.7	50.7	50.7	50.7	50.7	50.7	50.7	50.7			
				目標値	47.0	44.0	41.0	38.0	35.0	32.0	29.0	26.0			
				実績値	—	—	55.3	—	—						
				基本計画における 指標の説明又は出典元			DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった(できなかった)市民の割合 ※令和元年度の「多様な性と人権に関する市民意識調査」(調査頻度:4年に1回)の実績値を基準に毎年度3ポイントの 割合で減少させることを目標としました。								
展開 方向 3	ア		成り行き値												
			目標値												
			実績値												
	イ		成り行き値												
			目標値												
			実績値												
			基本計画における 指標の説明又は出典元												
事務事業数			本数												
施策 コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円											
			都道府県支出金	千円											
			地方債	千円											
			その他	千円											
			一般財源	千円											
	事業費計 (A)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	人件費		延べ業務時間	時間											
			人件費計 (B)	千円											
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)

B:目標をおおむね達成した

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

B:成果がどちらかと言えば向上した

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

(1)展開方向1については、3つの指標ともに数ポイントの増減であり、大きな数値の向上は見られなかった。市の施策
以外に社会や地域、職場などの状況が回答に影響するため、数値の推移は見ていく必要がある。
展開方向2については、一部指標の数値がとれなかったものの、概ね数値は向上した。特に女性相談支援件数は前年
度よりも大きく増加したが、相談員の業務も増えていくため対応を検討していく必要がある。

(2)意識や日常生活上での実感を問う指標のため、経年的に大きく増加することは見込みにくく、小さな増減を繰り返し
ながら少しずつ向上しており、施策の効果があるものとする。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

○国においては令和5年6月の「LGBT理解増進法」、令和6年4月「困難女性支援法」が施行され、性的マイノリティや女性に対する支援への取り組みが法制化された。
 ○市の男女平等施策の根拠は、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」、市の行動計画である「国立市第6次ジェンダー平等推進計画」があり、新たに令和7年4月「国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」が基軸となっている。
 ○DV被害者支援については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」をもとに、ジェンダー平等推進計画内に「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画」、さらに、女性活躍推進法における市町村計画を包含している。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

○管理職に占める女性の割合の向上
 ○包括的性教育やSRHRの推進
 ○ファミリーシップ制度の導入
 ○くにたち男女平等参画ステーションの認知度向上
 ○国や東京都に対し女性パーソナルサポート事業の広域実施及び財政支援

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

○平成30年度施行の「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」では、性的指向・性自認の個人の権利の規定やアウトティングの禁止、複合差別の禁止など、先進的内容であり現状でも視察や取材依頼が入っている。
 ○令和4年度・5年度自治体初の「PRIDE指標」のゴールド受賞により、職場としてのLGBTQの取り組みの評価を受けている。
 ○男女平等参画ステーションの事業に関して、ジェンダー平等、LGBTQの取り組みなど対外的な評価を受けている。
 ○女性施策については、市内NPO法人との協働事業である「女性パーソナルサポート事業」が、女性支援法における官民協働の支援モデルとして評価され、講師依頼、視察、取材などの問い合わせが多く入っている。

(4) 施策の具体的な取組状況

6年度の取組状況	7年度の取組予定
○「国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」の策定(男女平等推進市民委員会開催) ○国立市男女平等推進本部会議等及び国立市男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進連絡会の開催 ○若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業の実施 ○パートナーシップ制度届出(3組交付) ○男女平等参画ステーションの運営 ○職員研修(SOGI研修、ジェンダー平等研修)の実施 ○多様な性に関する職員指針の周知 ○女性相談支援、緊急一時保護の実施 ○民間支援団体と連携した女性パーソナルサポート事業(短期宿泊、自立支援)の実施 ○夜間休日女性相談事業の実施 ○女性支援スーパービジョン研修の実施 ○生理用品の配布事業	○男女平等推進本部会議の開催 ○男女平等推進員会議及び男女平等推進連絡会の開催 ○第6次ジェンダー平等推進計画の取り組み実施 ○国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画の取り組み実施 ○若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業 ○パートナーシップ制度の周知活動 ○「くにたち男女平等参画ステーション」における相談事業・啓発事業の実施 ○SOGI職員研修の開催 ○女性相談支援、緊急一時保護の実施 ○女性パーソナルサポート事業の実施 ○夜間休日女性相談事業の実施 ○DV被害者支援に関する部会の開催 ○女性ホットラインの実施 ○生理用品の配布事業

6 6年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

【展開方向1】

- 「第6次ジェンダー平等推進計画」をもとに啓発事業や各種研修等を実施した。
- 多摩地域9市連携で、若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業の3年目となり、連携市の公共施設で若年層のLGBTQ当事者の居場所事業を定期開催した。また学校でのLGBTQの取り組みを推進するため講師を派遣した。
- パートナーシップ制度で3件の届出を受け、証明書を発行した。
- くにたち男女平等参画ステーションにおいて、年間約1,900件の相談対応を行った。
- 市職員を対象にジェンダー平等研修、SOGI研修を実施し、職員の知識獲得と理解向上を行った。

【展開方向2】

- 「国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定し、今後の女性支援の取り組みの方向性を定めることができた。
- 女性支援の相談件数が過去最多の約1,500件に増加し、困難な課題を抱えた女性の自立支援を実施した。
- 市内NPO法人との協働事業である「女性パーソナルサポート事業」を実施。短期宿泊、自立支援、アウトリーチ支援により、困難な課題を抱えた女性への支援を実施した。
- 「夜間・休日女性相談事業」や「くにたち女性ホットライン」を実施し、相談内容に応じた制度へのつなぎや情報提供を行った。
- 生理用品の配布事業を実施し、経済的事情から購入が困難な女性に支援を実施した。

○改善余地のある事項・課題等

- 第6次ジェンダー平等推進計画により審議会等における女性委員の割合を4割と設定したが、専門分野に男性が偏重している分野や充て職となっている分野の割合向上を向け、庁内各課の意識や取り組みの向上が求められる。
- 市職員のジェンダー意識の向上のための研修等の取り組みの強化が重要。
- 包括的性教育、SRHRなどを通じて、ジェンダー平等の意識を充実させていく必要がある。
- 管理職等に占める女性の割合の向上に向けた対策が必要となる。
- 男女平等参画ステーションの相談件数は年々向上しているが、意識調査等での認知度2割についてさらなる周知啓発などを実施し向上を図る必要がある。
- ファミリーシップ制度の要望がある中、課題検討が必要である。
- 女性パーソナルサポート事業やその他の支援制度を効果的に活用し、女性のエンパワーメントの推進を図っていく。
- 民間支援団体との協働事業である女性パーソナルサポート事業について、国や都による広域実施及び財政補助などの要望を一層行っていく必要がある。

(2) 施策の6年度における総合評価

A	成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
----------	--

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 8年度の取組方針

- 第6次ジェンダー平等推進計画及び困難女性支援計画の実行。
- 男女平等推進本部会議等により庁内の課題(審議会の女性割合等)の検討。
- 若年層セクシュアルマイノリティ支援事業の継続実施。
- くにたち男女平等参画ステーションの相談事業、啓発事業の実施及び認知度向上。
- 女性パーソナルサポート事業等、民間団体との連携事業の拡充及び国や都に対して財政補助の要望。
- 支援調整会議の開催
- DV被害者支援について、庁内マニュアルをもとに被害者の個人情報管理や加害者対策等について、庁内の関連部署と情報の共有、支援の強化を徹底する。
- 国立市夜間・休日女性相談事業や女性ホットラインの周知において、行政につながりにくい女性の相談を受け止め、必要に応じ市の各制度などの支援につなげる。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- 「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の推進。
- 国立市第6次ジェンダー平等推進計画及び国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画の計画的実施。
- くにたち男女平等参画ステーションを拠点とした相談事業及び啓発事業の実施。
- SOGIの理解普及、パートナーシップ制度における医療機関等の事業者の理解向上への取り組み。
- 女性支援新法及び困難女性支援計画にもとづいた女性支援の実施。